○厚生労働省告示第百十一号

国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十四号）の施行に伴い、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（平成二十三年厚生労働省告示第六十六号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

本文中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

○国土交通省告示第三百三十八号

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第二条の二の規定に基づき、京浜港の港湾管理者を次のように告示する。

平成二十三年三月三十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

港湾	港湾管理者
京浜	東京都、横浜市、川崎市

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　五四四円（本体五二〇円）（配送料別）